

○東峰村教育委員会の事務局の組織に関する規則

平成17年3月28日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定に基づき東峰村教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)の内部組織及びその分掌事務について、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき事務局に置かれる職員の職の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(課、係の設置)

第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に右欄に掲げる係を置く。

教育課	(1) 学校教育係 (2) 社会教育係 (3) 文化係
-----	-----------------------------------

(教育課各係の分掌事務)

第3条 教育課各係の分掌事務は、次のとおりとする。

学校教育係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 事務局及び教育機関の職員の定員、任免その他人事及び研修に関すること。
- (3) 事務局及び教育機関の職員の福利厚生に関すること。
- (4) 教育委員会所掌に係る歳入歳出予算に関すること。
- (5) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。
- (6) 教育財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 教育の調査統計に関すること。
- (8) 公文書の保管その他文書に関すること。
- (9) 県教育委員会その他教育委員会及び事務局各係との連絡調整に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) 学校設置、管理及び廃止に関すること。
- (12) 学校教育の総合的計画に関すること。
- (13) 学校の施設及び教具その他設備の整備に関すること。
- (14) 教科内容及び教材の取扱いに関すること。
- (15) 教科用図書の採択及び無償教科書の給与に関すること。
- (16) 学習効果の評価に関すること。
- (17) 学級編成に関すること。
- (18) 学齢児童及び生徒に対する就学、就学猶予免除並びに転学に関すること。
- (19) 就学困難な児童及び生徒に対する就学援助(国庫補助事業)に関すること。
- (20) 学校教職員及び児童生徒の保健衛生及び学校環境衛生に関すること。
- (21) 学校安全に関すること。
- (22) 学校給食に関すること。
- (23) 学校施設開放の事務に関すること。
- (24) 児童生徒の国際交流に関すること。
- (25) その他学校教育に関すること。
- (26) 教育行政に関する相談に関すること。

(27) 他の係の所管に属しない事項に関する事。

社会教育係

- (1) 公民館その他社会教育機関の設置管理及び廃止に関する事。
- (2) 社会教育の総合計画に関する事。
- (3) 社会教育の助言指導に関する事。
- (4) 社会教育委員、公民館運営審議会及びスポーツ推進委員に関する事。
- (5) 講座の開設及び討論会、講習会、展示会その他集会開催並びにこれらの奨励に関する事。
- (6) 青年講座、女性学級、成人講座その他各種社会教育学級に関する事。
- (7) 社会教育の資料の刊行配布に関する事。
- (8) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (9) 社会教育のために必要な施設、設備及び器材の整備に関する事。
- (10) 生涯学習の推進に関する事。
- (11) 視聴覚教育に関する事。
- (12) 新生活運動推進に関する事。
- (13) 社会体育及びレクリエーションに関する事。
- (14) 社会教育の情報交換及び調査研究に関する事。
- (15) 同和教育に関する事。
- (16) 村民グラウンドの管理運営に関する事。
- (17) 青少年健全育成に関する事。
- (18) 女性会議に関する事。
- (19) その他[社会教育法\(昭和24年法律第207号\)第3条](#)の任務を達成するため必要な事務
- (20) 図書館の設置、管理及び運営に関する事。

文化係

- (1) 伝統文化財保存計画の策定に関する事。
- (2) 伝統芸能等の記録保存整備及び後継者の継承に関する事。
- (3) 文化財等の保存管理に関する事。
- (4) 文化財等の学習活動への活用促進に関する事。
- (5) 文化財等の公開展示及び記録資料の作成保存に関する事。
- (6) 文化財等の展示施設の整備推進に関する事。
- (7) 文化財等の保護体制の強化に関する事。
- (8) 史跡の保護、維持及び管理に関する事。
- (9) 文化財等のガイドボランティアの育成に関する事。
- (10) 芸術、文化事業の推進に関する事。
- (11) 文化団体の組織育成及び活動の援助に関する事。
- (12) その他文化に関する事。

(事務局職員の職の設置)

第4条 事務局職員の職として次の左欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職務はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

教育課長及び参事	教育長を補佐し所属職員を指揮、監督する。
指導主事	小・中学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

教育課長補佐	教育課長及び参事を補佐し教育課長及び参事に事故があるとき、又は欠けたときは、その職を代理する。
係長	上司の命を受け当該事務を処理する。
主査	上司の命を受け、当該係の長を補佐し、事務を処理する。
主任主事	上司の命を受け、事務を処理する。
主事	上司の命に従い事務に従事する。

第5条 削除

(その他)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成19年6月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月20日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。